

農地移動の趨勢

石 黒 重 明

一、はじめに

農地改革は、全耕地の五割近くを占めていた小作地の八割の所有権を、国家権力を媒介として地主の手から農民の手に移行せしめて、地主的土地所有と総称されていた戦前の我が国の土地所有制を少くとも形態的には大規模に変更させた点で、土地制度史上の一変革と称しうるものであつたことは疑いえない。しかし、この農地改革が我が国の土地所有制をどのように変革したのか、或は本質的には変更しなかつたのか、従つて改革後の土地所有制をどのようなものとして理解するか、については議論が分れていて、尙結論は下されていない。本稿は勿論そのような問題に直接答えようとするものではないが、主として最近数ヶ年の農地移動のうちに見られる量的傾向を通して、改革後の土地所有は、その具体的な移動の側面からは、どのような方向をとりつつあるものとして見るかを検討することによつて、問題接近への準備としようとしたものである。

以下には次の順序で考察を進めた。先ず、農地移動そのものが、諸統計にその傾向を反映するに足るほど大量的且つ普遍的なものとなつているか、について簡単に検討した上で、農地統制実績の「業務統計」に見る農地移動面積に基いて、農地移動が、土地所有のどのような形態を指向しているかを検討し、次に、農地動態調査の結果の一部公開

されたものを主として、農地移動が如何なる階層とどのように結びついているかを検討した。

二、農地移動の一般化

農地移動の全国的な趨勢を我々が知りうるのは、主として農地局の業務統計を通してである。従つて、農地価格の上限を抑えられ且つ移動統制も強度であつた時点では、所謂闇売買の存在の故に、業務統計は必ずしも現実の農地移動をそのまま示すものとは云い難かつたし、また、統計に示された数字の少なさは、そこから全般的な傾向を抽出することをためらわざるをえぬほどのものであつた。似たようなことは地価及び小作料の一貫した調査として戦前から戦後にかけて継続されている唯一のものである勸業銀行調査部の「地価及び小作料調」についても云える。戦後、昭和二五年に至るまでのこの調査の示す地価の数字は、農区毎に極めて激しい偏差を示し、累年変化も不規則・不整一にあらわれている。このような資料から強いて全般的傾向を捉えようとすれば、却つて誤りを冒す結果となり易い。むしろ、これらの時点での農地移動そのものが偶然的な諸事情の結果でしかなく、一定の傾向性を示すとき大量的且つ一般的なものではないことを、それらは示していたと考える方が正しいのではなからうか。

ところで、農地改革の買収・売渡しが大部分完結し、農地価格の統制が失効した昭和二五年を大凡境として、統計数字は異つた趣きを見せて来る。

農地移動のうちの耕作目的所有権移転の面積を見よう。昭和二三年約二・八千町歩、二三年に一万町歩、二四年に約八千町歩、という不規則な変化が、二五年以降、ポツダム譲渡令によるものを含めて、二五年一・七万町歩、二六年三・八万町歩、二七年七・二万町歩、二八年に僅か減少して六・六万町歩、二九年には九万町歩に達するという激

増を示している（後出第六表参照）。二三〜四年平均に対して五年後にほぼ一〇倍の増である。また、昭和二八年について農区別に総耕地面積に対する一般売買による所有権移転（所有権移転のうち自作地有償移転と小作地所有権移転）面積の比率（面積移動率）を見ると、内地について〇・四八％から一・一九％の開きを見せているが、戦前の面積移動率の農区別偏差一・六一％から三・六六％への開きのうちに示される地方的傾向とほぼ相応じた結果となつてゐる（第一表）。少くとも農地所有権移動は各農区毎に戦前と同じ程度の偏差を示すにすぎず、その限りで、戦前と同程度の普遍性を示していると見てよい。かくて農地所有権の移転は、それまで局部的偶然的なものであつたとしても、漸次大量的且つ全般的なものとなつて行つたと云えよう。

このように云つても、面積移動率についてもあらわれているように、尙今の所農地所有権の移転面積は戦前のそれに遙かに及ばない。即ち昭和八〜一〇年平均の売買による年間所有権移転面積は一八九、〇八一町歩とされている。昭和二九年には、無償移転を含めて九〇、〇七三町歩であつて、売買による有償移動のみでは七万町歩にも及ばない。ただし、戦前の所有権移転のうちには、小作地の所有権移転が相当の比重を占めており、そのまま現在の数字と機械的に対比するわけにはゆかない。移動農地の移動前後の自小作地別に、昭和八〜一〇年の数字を配分して推計されたものによると次のごとくであつて（第二表）、これと昭和二九年の相当する数字とを対比させて見ると、移動前後

第1表 売買による面積移動率
(内地)

農 区	昭和28年	昭和8〜10年平均
	%	%
内地平均	0.80	2.82
東 北	0.70	3.08
関 東	0.62	2.09
北 陸	0.48	1.61
東 山	0.65	3.25
近 海	0.89	2.51
中 國	1.01	2.36
四 国	1.09	3.41
九 州	1.19	3.04
	0.92	3.66

1. 昭和8〜10年平均は、農林省農政課『売買による農地移動調査』による。
2. 昭和28年の面積移動率は、昭和28年の売買面積の、昭和27年の総耕地面積に対する比率を以てしている。
3. 農地局農地課『昭和27・28年農地年報』30頁より。

共に自作地であるものは、昭和八・一〇年平均で五六千町歩に対して昭和二九年には四二千町歩、昭和八・一〇年平均の七五%と、相当に接近して来ている。自作地自体が二〇〇万町歩も増加しているのも、この数字の接近をそのままの比重で受取るわけには行かぬとしても、一応農地移動が大量的一般的なものとなつてゐること、従つて、統計にあらわれる数字は偶然的な諸事情を相殺して一般的傾向を示すものとなつてゐると予想してよからう。

所で、最近の統計数字に見る農地移動の大量性と、そこに見られる傾向性の予想は、農地価格の動きについて見ることによつて更に裏付けられるように思われる。戦前から一貫してとられてゐる勸銀の調査数字によつて見るならば、統制価格に基いて上昇を抑えられていた地価は、物価水準の上昇と共に益々その相対価格を低めていつたが、地価統制の失効後、昭和二六年以降物価水準の停滞傾向にもかかわらず、年々ほぼ五〇%に近い上昇率をもつて一貫した騰貴を示している。農地の相対価格は戦前昭和一一年を一〇〇とすれば昭和二四・五・六年にはほぼ二〇前後であつたものが、二九年にはすでに六〇を超えるに至つてゐる（第三表）。戦前の相対価格が合理的なものとは云えないとしても、統制下の農地価格から、一定の水準にまでの上昇を一貫して示す点、一般的傾向の明瞭な反映と見ることが出来る。更に地方差につ

第2表 所有権移転面積の内容別比較

(単位:1000町)

	無 償 移 動	有 償 移 動			
		移動前自作地	移動前自作地	移動前小作地	移動前小作地
		移動後自作地	移動後小作地	移動後自作地	移動後小作地
昭和8~10年 平均推定	千町 ?	千町 56	千町 29	千町 45	千町 59
昭和29年	27	42	—	21	—

1. 昭和8~10年推定は、農地局農地課『昭和27・28年農地年報』36頁による。
2. 昭和29年は、「農地移動に関する統制実績統計表」〔昭和29年1月~12月〕、(『農林統計調査』5巻8号, 57~60頁)より算出。

第3表 地価の動向（普通田，反当，各年3月末）

年 次	全国平均 地 価 A	同 左 指 数 B	卸売物価 指 数 C	農地の相 対 価 格 D
	円	昭和11年 =100	昭和11年 =100	$\frac{B}{C} \times 100$ (昭和11年 =100)
昭和11年	435	100	100	100.0
21	1,393	320	757	42.3
22	4,189	963	3,275	29.4
23	9,420	2,166	8,271	26.2
24	15,945	3,666	18,798	19.5
25	20,821	4,786	21,688	22.1
26	29,110	6,692	31,939	21.0
27	44,711	10,278	33,668	30.5
28	63,315	14,555	33,489	43.5
29	93,546	21,505	35,067	61.3

1. 普通田反当価格は，勸銀『田畑売買価格及小作料調』による。
2. 卸売物価指数は，日銀統計局算出のものを加工利用した。

第4表 地価の隔差（普通田，反当，内地）

年 次	最高価農区		最低価農区		A B
	農区名	地価(A) 円	農区名	地価(B) 円	
昭和11年	近 畿	571	東 北	308	1.85
21	四 国	1,799	〃	1,082	1.66
22	〃	8,614	北 陸	2,670	3.23
23	〃	17,543	関 東	5,829	3.01
24	〃	32,785	〃	10,161	3.23
25	〃	41,240	〃	13,230	3.12
26	〃	42,622	〃	20,864	2.04
27	〃	64,235	〃	32,022	2.01
28	〃	84,008	〃	46,302	1.81
29	〃	133,999	〃	64,756	2.07

勸銀調査部『田畑売買価格及小作料調』による。

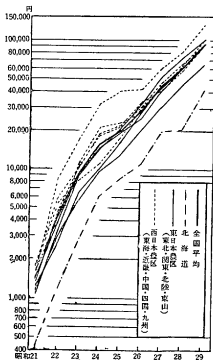
いて見よう。内地について戦前、大体近畿を最高、東北を最低とし、兩者の開きは、最高地価農区の平均価格は最低地価農区のそののほぼ二倍程度であつたものが、終戦後数年間はその値が三倍近くにまで開いて、戦前に対比しての隔差の拡大を示していたものが、相対価格の上昇を見せ始めた昭和二六年頃より、戦前に近い隔差に戻つてきている（第四表）。更に農区別の地価の変動を見ると、終戦後、二六年に至る間に、各農区の変動率は極めて不整一であつて、地価の高低による順位も年々大巾に変動していたものが、二六年以降について見れば、各農区共ほぼ整一な上昇

率を示し、又殆んどの農区が全国平均に近接した値をとつて、且つ農区間の順位変動も中の小さいものになつてゐる（第一図）。このように、地価についても、戦後暫くの不整一な偶然的な結果の集積の如き感を呈した農地価格も、およそ昭和二六年以降、平均値を「水準」として捉えうるごとき、整一性、一般性を示すに至つてゐる。

以上極めて概括的に、農地移動の大量性と、農地価格の運動の示す整一性を指摘した。かくて、ほぼ昭和二五・六年以降、農地移動は普遍的且つ一般的なものとなつて來てゐること、従つて業務統計其他に示される数字から農地移動の一般的傾向を見ることが、少くともこの時点以降については可能であると考えられる。以下では、昭和二五年以降における農地移動の諸傾向を、幾つかの資料に基いて検討して見たい。

三、移動面積を通して見た一般的傾向

二五年以降の農地移動を見る前に、簡単に改革後の農地所有一般を農地改革の直接的結果として一瞥しておこう。農地改革の一応の結果を表示すれば第五表の如くである。昭和二〇年四六%を占めていた小作地面積は、二四年には



第一図 農区別農地価格の変動

一三%に減少し、更に二七年には九%と推定されている。即ち農地改革の結果、総耕地の五割近くを占める小作地のほぼ八割の所有権が国家を媒介として耕作者の手に渡った。かくて総耕地における比重で見ると、我が国の土地所有は農地改革後においては、直接生産者と主要生産手段たる土地との直接的統一としての「自作農」・小土地所有農民の圧倒的優位としてあらわれるごとくである。所でこのような量的構成を背景として、最近の

農地移動は如何なる傾向を示すだろうか。農地局の業務統計に基いてこれを見よう。

業務統計においては、昭和二六年以降については農地の所有権、地上権、永小作権、賃借権、使用貸借に基く権利等々の移動がすべて区分してとらえられている。(以下ではこれ等をすべて含めて農地移動と呼ぶ。正統には農地に関する諸権利の移動と云うべきである。)このうち、極めて少数である地上権、永小作権の移動を省略し、また二六・七の両年については強制譲渡令に基く所有権移転のうち、届出によるものを加算して集計したものが第六・七表である。

各項目についてその変化を見よう。先ず、農地移動を所有権移転、賃借権及び使用貸借に基く権利の設定・移転、及び賃貸借及び使用貸借の解除・解約の三項目に分類して示した第六表について見よう。此処では、全体として激増

第5表 農地改革の直接的結果(自作農創設特別措置法による昭和21年より昭和21年までの累計)

(単位: 1000町歩)

買収面積	1,808
所管換面積	186
解放面積合計	1,994
充渡済面積	1,975

1. 農地局業務統計による。『昭和27,8年農地年報』324頁。

(参考)

(単位: 1000町歩)

年次	総耕地面積	自作地面積	小作地面積	小作地率
昭和20年	5,288	2,840	2,448	46%
24	4,958	4,310	648	13
27	5,446	(4,938)	(508)	(9)

1. 昭27年の自作地面積、小作地面積は推定。(昭和26年度農業動態調査より)。
2. 昭24年は農地センサス、20年は『農林省統計表』。『昭和27,8年農地年報』161頁より。

する農地移動の中にあつて、所有權の移転は年々その比重を増して、特に昭和二五年の六〇%への著増を経て昭和二九年には八八%という圧倒的な比重に達している。二六年以降についてはその内容をより細分して示せば、第七表の如くであつて、所有權移転のうちでも自作地の有償移転（自作地所有權の移転は二六・七年については當事者間に縁故關係

第6表 農地移動面積（耕作目的）（その一）

	所有權移転	賃借権等の 設定・移転	賃貸借等の 解除・解約	合 計
	町	町	町	町
1) 実数				
昭和22年	2,797	3,560	6,705	13,062
23	10,040	10,661	7,189	28,190
24	7,919	9,945	4,276	22,140
25	17,266	8,245	2,998	28,510
26	37,772	10,095	2,671	50,538
27	71,880	10,514	3,000	85,394
28	66,133	9,179	4,038	79,350
29	90,073	7,726	4,727	102,620
2) 比率	%	%	%	%
昭和22年	21.4	27.3	51.3	100.0
23	35.6	38.9	25.5	100.0
24	35.8	44.9	19.3	100.0
25	60.5	28.9	10.5	100.0
26	74.7	20.0	5.3	100.0
27	84.2	12.3	3.5	100.0
28	83.3	11.6	5.1	100.0
29	87.8	7.6	4.6	100.0

- 農調法第4,6,9条, 譲渡令第2条I項, 3,4,6号, 農地法第3条該當のもの。従つて昭和26,27両年度には、譲渡令による届出買収を含む。
- 昭和25年, 26年, 27, 28年, 各『農地年報』及, 昭和29年については「農地移動に関する統制実績統計表」(『農林統計調査』5の8, 57—60頁)。

のあるものとその他とを分けて縁故・一般に二分し、二八・九年については対価の支払を基準として有償・無償に分けて公表されているが、ここでは仮に縁故・無償、一般・有償として同じ欄に記入した）が四六%の比重を占めて、無償移転の三〇%、自作地所有權移転の二四%に比してその優位を示している。二六・七年については強制譲渡令關係の所有權移転があるので全体のうちの比重として対照は出来ないが、移動統制による自作地所有權移転のうちに占める一般移転の少なさと対比すれば、その比重の増大を察しうる。これと対比的に小作地所有權の移転は、その面積を増加しながらも、

所有権移転中に占める比重は二六年の三一%から二九年の二四%にまで漸次低下している。かくて、二九年の統制実績について見るならば、農地移動一〇二、六二〇町歩のうち所有権移転が九〇、〇七三町歩、八八%、耕作権の設定・移転七、八〇七町歩、七%、土地取上四、七二七町歩、五%であり、所有権移転九〇、〇七三町歩のうちでは、自作地の有償移転が四一、八四〇町歩、四一%、無償移転が二六、九四三町歩、二六%、小作地所有権の移転が二一、二八九町歩、二一%となつていて、以上、傾向的にも、静態的にも、所有権移転の圧倒的比重及び、そこに占める自作地有償移転の優位が明らかである。

かくて、農地に関する諸権利の移動は、単なる所有権のそれでもなく、また耕作権のみのそれでもなく、専ら「所有」と「耕作」の一体化したものの、「自作地」の移動として、しかも貨幣を媒介とした移動を主として現わして居り、更に益々その傾向を強めつつあると見ること

農地移動の趨勢

第7表 農地移動面積(耕作目的)(その二)

		所 有 権 移 転				賃 借 権 等			小作地 純 減
		自 作 地			小作地	設 定	移 転	解除・ 解 約	
		縁故・ 無 償	一般・ 有 償	計					
実 数 (町)	昭和26年	11,164	6,396	26,047	11,725	6,023	4,072	2,671	8,273
	27	12,956	9,408	52,439	19,441	5,943	4,571	3,000	16,498
	28	18,941	30,573	49,514	16,619	5,879	3,300	4,038	14,778
	29	26,943	41,840	68,783	21,290	5,098	2,627	4,727	20,919
比 率 (%)	26	(63.6)	(36.4)	69.0	31.0	47.1	31.9	20.9	
	27	(57.9)	(42.1)	73.0	27.0	44.0	33.8	22.2	
	28	28.6	46.2	74.9	25.1	44.5	25.0	30.6	
	29	29.9	46.5	76.4	23.6	41.0	21.1	38.0	

1. 実数の26,27年は、調渡令による自作地、小作地所有権移転を含む。従つて自作地所有権移転の左二欄の合計と、自作地の計欄とは一致しない。
2. 比率の26,27年については、農調法に基くもののうち、縁故一般の小計に対する100分比を()に入れて示した。
3. 第6表 註2に同じ。

が出来る。

これと表裏をなして、耕作権のみの移動は、相対的にその地位を低めているのみでなく、絶対値においてさえ停滞的である。所でその内訳を見るならば、そのうちにも一定の傾向的変化が示される。即ち、賃借権の設定・移転共に、相対値のみならず、その絶対数においてさえ徐々にではあるが減少を示し、ひとり賃借の解除・解約（土地取上）のみが、二六年以降、その値を相対的にも絶対的にも増加している。——農地改革の過程で全国的に数多く見られた土地取上が、二五年までに激減して来ていたものが、ほぼ二六年を境に、速度は鈍いとしても着実に増加を示し始めて来ている。此処からも「耕作権」の独立した運動と見られる賃借権の設定・移転の減少と、「耕作権」の移動を通しての「所有」と「耕作」の統一への動きである土地取上の増加とを対比して見ることが出来る。先に触れたように、所有権移転のうち、小作地所有権の移転が、その相対的比重は低めながらも絶対的には、二七年から二八年への間を除けば増大を続けている点もこれと照応する。従つて、所有権乃至耕作権の夫々一方のみの移動について、それが所有と耕作の一体化に結果するものと、結果としてなお両者が分離しているものとに分けて見るならば、前者の優位は明らかであり、かくて、全耕地の一割弱を占めるにすぎない小作地は、改革以後も依然として減少を続けており、しかも小作地純減面積は年々増加の傾向を示している。この場合小作地の自作地化をもたらしものとして、「耕作」に「所有」が結合して行く小作地所有権の移転と、「所有」に「耕作」が帰属してゆく土地取上との二つがあるわけだが、これらを対比するときに、量的には前者の圧倒的優位が明らかである。その意味では、所有と耕作との統一における耕作権の優位を云いうるかもしれない。が、より基本的には、「耕作」が「所有」と結合しなければならぬ点に、小作地の自作地化が要請されるところに、「所有」の死重が表現されている。

以上我々は、増大してゆく耕地移動のうちで、所有権の移動、その中では「自作地」の有償移動が、傾向的にも数量的にも優越していること、——「自作地の商品化」の進行——と、小作地の所有権売却乃至取上による減少と、その減少度の増大——「小作地の自作地化の進行」——とを確認した。農地改革後の農地移動は「農地はその耕作者みずからが所有する」(農地法第一条)という所有形態の一層の拡大と、そのような形態での「自作地」の商品化の進行を示しているわけである。

このような内容をもつ農地移転の増加は、本来的な意味での土地所有の商品化、土地所有というタイトルの独自化・商品化の進行を示すものではなくて、むしろ所有と耕作の合一体としての自作地の商品化として、土地所有が耕作に対して常に死重として結合し、農地価格を通して未分離に実現するような、「自作地」の商品化の進行を示すものであり、従つて、用益と分離して自立化された近代的土地所有ではなくて、用益と所有との未分離な、更に土地と労働力との直接的統一としての「自作農的土地所有」形態が、単に全耕地の九〇%という静態的比重においてのみでなく、農地移動を通して傾向的にも、現在圧倒的な地位を占めていると云えよう。

四、農地移動と諸階層

以上、全国集計数字によつて、その動向を概括的に見た農地関係諸権利の移動は、どのような農民層によつて担われているのであろうか。農民層の動態に農地の移動がどのようににかかわっているかは、重要な問題であり乍ら、それを確認すべき資料は極めて少ないが、それにしても、或る程度の推測をなすに足る資料は、ないでもない。以下では、一、三の資料から、この問題を見たい。

第8表 農地移動と階層(1)(実数)

(単位: 戸)

農地移動の趨勢

經營耕地				内地計	水田率50% 以上の町村 A	水田率50% 以下の町村 B	東日本 (東北～東山)	西日本 (東海～九州)
自作地移動	譲受農家	5反未満	満町	456	349	107	97	359
		5反～1町	町	510	365	145	108	402
		1町～2町	町	329	277	52	97	232
		2町以上		41	39	2	33	8
譲渡農家	5反未満	満町	595	458	137	115	480	
	5反～1町	町	405	300	105	85	320	
	1町～2町	町	240	198	42	84	156	
	2町以上		46	43	3	41	5	
新規貸付	借入農家	5反未満	満町	102	73	29	34	68
		5反～1町	町	71	50	21	37	34
		1町～2町	町	51	41	10	35	16
		2町以上		2	2	0	2	0
貸付農家	5反未満	満町	48	31	17	10	38	
	5反～1町	町	67	43	24	33	34	
	1町～2町	町	77	66	11	46	31	
	2町以上		9	8	1	8	1	
耕作権の變更 (小作者の變更)	譲受農家	5反未満	満町	40	24	16	12	28
		5反～1町	町	34	25	9	12	22
		1町～2町	町	13	13	0	9	4
		2町以上		1	1	0	1	0
譲渡農家	5反未満	満町	33	20	13	15	18	
	5反～1町	町	36	27	9	8	28	
	1町～2町	町	24	22	2	13	11	
	2町以上		2	2	0	1	1	
貸付地返還	取上農家	5反未満	満町	65	43	22	16	49
		5反～1町	町	118	78	40	35	83
		1町～2町	町	93	75	18	40	53
		2町以上		8	8	0	6	2
返還農家	5反未満	満町	87	53	34	25	62	
	5反～1町	町	121	80	41	28	93	
	1町～2町	町	78	71	7	38	40	
	2町以上		6	6	0	6	0	
小作地所有権移動	譲受農家	5反未満	満町	127	91	36	54	73
		5反～1町	町	309	238	71	111	198
		1町～2町	町	259	215	44	154	105
		2町以上		37	36	1	36	1
譲渡農家	5反未満	満町	269	227	42	86	183	
	5反～1町	町	149	105	44	71	78	
	1町～2町	町	176	138	38	93	83	
	2町以上		34	29	5	34	0	
関係農家	總計	5反未満	満町	1822	1369	453	464	1358
		5反～1町	町	1820	1311	509	528	1292
		1町～2町	町	1340	1116	224	609	731
		2町以上		186	174	12	168	18

(註) 農地局『農地動態調査・農地収野移動報告(昭和27年4月～28年3月)』のうち、北海道の6ヶ町村及び水田率の不明な2ヶ町村を除いて、集計したもの。

検討するデータは、農林省農地局農地課が、昭和二六年以降、全国の四六ヶ町村（昭和二八年以降七五ヶ町村）から一部落ずつとて、全戸調査を継続している農地動態調査のうち、昭和二七年四月～二八年三月までの一カ年の農地移動を『農地牧野移動報告』として公刊したものによつてゐる。これは移動内容毎に、譲受・譲渡農家を経営規模階層別に、各町村毎に表示している。これを次の様な形で集計したのが、第八表(1)である。即ち北海道を除いた内地について、対象町村数が少いので、通例とられる九農区を二区分し、東北・東山の四農区を東日本、東海・九州を西日本と仮に名付け、経営階層は一率に五反未満、五反～一町、一町～二町、二町以上の四階層に区分した。また、水田率五〇%以上の町村と、五〇%以下との町村とを区分して、前者をA、後者をBとして、内地計についてのみ集計した。（集計の都合上、水田率の不明な二ヶ町村を除いたので、集計されたものは、六七ヶ町村の各一部落の農地移動関係農家延五、一六八戸となつてゐる。）

検討の手続としては次の二つの側面から見た。先ず、自作地移動（このうち無償譲渡は件数としては一割程度なので売買と共に含めた）、新規貸付、賃借権の移転、土地取上、小作地所有権の移転の夫々について、所有権乃至耕作権を譲渡した総戸数と、譲受けた総戸数とについて、各々、階層別の構成比率を求め、その値と集計した関係総農家の階層別構成比率とを対比して、関係総農家のうちの構成比率よりも高い構成比率を示す階層を求め（ゴチック数字で示されているもの）、当該移動形態への参加度の高いものと見なした。これによつて、例えば自作地移動における譲渡人のうちでは或は譲受人のうちではどの階層が相対的に高い比重を示しているかを見たわけである。これを第八表(2)として表示した。所で、例えば自作地移動について見ると譲受・譲渡共に五反未満層の比重が高く出る場合が少くない。そこで各移動形態について、各階層毎に譲受戸数と譲渡戸数とを対比して、その差を譲受戸数超過或は譲渡戸数超過と

第8表 農地移動と階層(2)(構成比率)

(単位: %)

農地移動の趨勢

經營耕地					内地計	水田率50% 以上の町村 A	水田率50% 未満の町村 B	東日本 (東北～東山)	西日本 (東海～九州)
自作地移動	譲受農家	5反未満	満	34.1	33.9	35.0	28.9	35.9	
		5反～1町	満	38.2	35.4	47.4	32.2	40.1	
		1町～2町	満	24.6	26.9	17.0	28.9	23.2	
		2町以上	満	3.1	3.8	0.6	9.9	0.8	
	譲渡農家	5反未満	満	46.3	45.9	47.7	35.4	50.0	
		5反～1町	満	31.5	30.0	36.6	26.2	33.3	
1町～2町		満	18.7	19.8	14.6	25.8	16.2		
2町以上		満	3.6	4.3	1.0	12.6	0.5		
新規貸付	借入農家	5反未満	満	45.1	44.0	48.3	31.5	57.6	
		5反～1町	満	31.4	30.1	35.0	34.3	28.8	
		1町～2町	満	22.6	24.7	16.7	32.4	13.6	
		2町以上	満	0.9	1.2	0	1.9	0	
	貸付農家	5反未満	満	23.9	20.9	32.1	10.3	36.5	
		5反～1町	満	33.4	29.1	45.3	34.0	32.7	
1町～2町		満	38.3	44.6	20.7	47.4	29.8		
2町以上		満	4.5	5.4	1.9	8.2	1.0		
耕作権の變更 （小作者の移転）	譲受農家	5反未満	満	45.5	28.1	64.0	35.3	51.9	
		5反～1町	満	38.6	39.7	36.0	35.3	40.7	
		1町～2町	満	14.8	20.6	0	26.5	7.4	
		2町以上	満	1.1	1.6	0	2.9	0	
	譲渡農家	5反未満	満	34.7	28.2	54.2	40.5	31.0	
		5反～1町	満	37.9	38.0	37.5	21.6	48.3	
1町～2町		満	25.3	31.0	8.3	35.1	19.0		
2町以上		満	2.1	2.8	0	2.7	1.7		
貸付地返還	取上農家	5反未満	満	22.9	21.1	27.5	16.5	26.2	
		5反～1町	満	41.5	38.2	50.0	36.1	44.4	
		1町～2町	満	32.8	36.8	22.5	41.2	28.3	
		2町以上	満	2.8	3.9	0	6.2	1.1	
	返還農家	5反未満	満	29.8	25.2	41.5	25.8	31.8	
		5反～1町	満	41.4	38.1	50.0	28.9	47.7	
1町～2町		満	26.7	33.8	8.5	39.2	20.5		
2町以上		満	2.1	2.9	0	6.2	0		
小作地所有権移動	譲受農家	5反未満	満	17.4	15.7	23.7	15.2	19.4	
		5反～1町	満	42.2	41.0	46.7	31.3	52.5	
		1町～2町	満	35.4	37.1	28.9	43.4	27.9	
		2町以上	満	5.1	6.2	0.7	10.1	0.3	
	譲渡農家	5反未満	満	42.8	45.5	32.5	30.3	53.2	
		5反～1町	満	23.7	21.1	34.1	25.0	22.7	
1町～2町		満	28.0	27.7	29.5	32.7	24.1		
2町以上		満	5.4	5.8	3.9	12.0	0		
関係農家	5反未満	満	35.3	34.5	37.8	26.2	40.0		
	5反～1町	満	35.2	33.0	42.5	29.8	38.0		
	1町～2町	満	25.9	28.1	18.7	34.4	21.5		
	2町以上	満	3.6	4.4	1.0	9.5	0.5		

第8表の(1)より算出。前頁本文参照。

してとらえ、それを、そこでの関係戸数、即ち譲受戸数と譲渡戸数の合計に対する比率で表示して、戸数超過の程度を測ることとした。かくて、各階層の夫々異なる程度での移動への参加が、結局の所、如何なる階層での譲渡戸数超過、或は譲受戸数超過となつて現象しているか、従つて、例えば自作地所有権の移転は、傾向的には、どの階層から、どの階層への移動としてあらわれるかを見うることとなる。これを第八表(3)として表示した。(表では、譲渡戸数超過を示すものを(一)を附してゴチで表示した)。第八表(1)の実戸数に示されるように、どの移動形態についても、各経営階層が譲受・譲渡共にあらわれていて、直接傾向を捉えるのに困難であるので、以上の様な些か繁雑な方式をとらざるを得なかつた。

以下先ず個別に検討した上で、最後に要約して、全体の示す内容を考えて見たい。

(1) 自作地の移動

所有と耕作とが一体化したままで移動するこの形態では、内地計について見れば、譲渡人のうちでは五反未満層の比重が高く、二町以上層がこれに次いで居り、これと対象的に、譲受人のうちでは五反一町層が相対的に高い比重を示している(八表(2))。そして譲渡・譲受の両者を差引した結果からは、自作地移動による譲渡戸数超過度は五反未満層に最も多く、二町以上層も譲渡戸数超過を示し、五反一町、一町一町層の増と対比される(八表(3)の1)。この限りで、耕地の両極での減少、中間層での拡大の傾向を全体としては見ることが出来る。所でこれを地域別に見ると、東日本では、譲渡・譲受共に五反未満、及び二町以上層の比重が高くなつており(八表(2))、相対的には全国と同じ両極での減少、中間層での拡大傾向を示し乍らも(八表(3))、その背後に、自作地への五反未満層、及び二町以上層の、五反一町層に劣らぬ需要のあることを示している。云わば、両極に、此処に夫々相反した二傾向が、夫々存在

していると思われる。それが、西日本について見ると、些か異つてゐる。此処では、譲渡人のうちでは、五反未満層の占める比重が圧倒的に高く、これに対して、譲受人のうちでは、五反以上各層の比重の相対的な高さが対比的である（八表②）。そして、その結果として、五反未満層の減反度と、五反以上各層の、それも、階層の上るにつれて高まる増反度とが対照的に表われている（八表③）。ここでは、零細層から上層への自作地の移動傾向が、明らかに示されていると云えよう。

第8表 農地移動と階層（3）（差引戸数比率）（単位：%）

経営耕地	内地計	水田率50%以上の町村	水田率50%以下の町村	東日本	
		A	B	（東北～東山）	（東海～九州）
自作地移動 ¹⁾					
5反未満	-13.2	-13.5	-12.3	-8.5	-14.4
5反～1町	11.5	9.8	16.0	11.9	11.4
1町～2町	15.6	16.6	10.6	7.2	19.6
2町以上	-5.8	-4.9	-20.0	-10.8	23.1
新規貸付 ²⁾					
5反未満	36.0	40.4	26.1	54.6	28.3
5反～1町	2.9	7.5	-6.7	5.7	0.0
1町～2町	-20.3	-23.4	-4.8	-13.6	-31.9
2町以上	-63.6	-60.0	100.0	-60.0	-100.0
耕作権移動 ³⁾					
5反未満	9.6	9.1	10.3	-11.1	21.7
5反～1町	-2.8	-3.8	0.0	20.0	-12.0
1町～2町	-29.7	-25.7	-100.0	-18.2	-46.7
2町以上	-33.3	-33.3	0	0.0	-100.0
土地取上 ⁴⁾					
5反未満	-14.4	-10.4	-21.4	-21.9	-11.7
5反～1町	-1.3	-1.3	-1.2	11.1	-5.7
1町～2町	8.8	2.7	44.0	25.6	14.0
2町以上	14.3	14.3		0.0	100.0
小作権移動 ⁵⁾					
5反未満	-35.9	-42.8	-7.7	-22.9	-43.4
5反～1町	34.9	39.8	23.5	22.0	43.5
1町～2町	19.1	21.8	7.3	24.7	11.7
2町以上	4.2	10.8	-66.7	2.9	100.0
貸の償得 ⁶⁾					
5反未満	8.4	14.1	-2.2	7.0	9.1
5反～1町	-19.7	-17.6	-25.0	15.3	-36.7
1町～2町	-20.4	-26.5	5.3	-7.4	-43.7
2町以上	-45.0	-45.5		-40.0	-100.0

第8表の(1)より算出。1)は 譲受農家-譲渡農家 2)は 借入農家-貸付農家
譲受農家+譲渡農家 借入農家+貸付農家

4)は 取上農家-返還農家 3) 5)は 1)に同じ。
取上農家+返還農家

6)は $\frac{[2] \text{の借入農家} + 3) \text{の譲受農家} - [4] \text{の返還農家} + 3) \text{の譲渡農家}}{[2] \text{の借入農家} + 3) \text{の譲受農家} + [4] \text{の返還農家} + 3) \text{の譲渡農家}}$

要約して見よう。全体として示された、両極から中間層へという傾向は、零細層、上層の両者における譲渡・譲受の強さを内に含めての両極から中間層への傾向を見せる東日本と、零細層から上層への明らかな傾向を示す西日本との混合の結果であつた。此処で東日本の傾向を、五反未満層の譲渡における比重の高さに対応して、二町以上層の譲受における比重の高さをとらえて、西日本に見た傾向に準ずるものとし、また、譲受における零細層の比重に、譲渡における上層の比重を対応させて、二つの基本線の交錯として見るならば、これをそのまま、全体として現象する両極から中間層への動きの基礎にある二つの基本線と見ることが出来る。自作地移動については、以上のラフな推測のままで次に進もう。

(2) 耕作権の移動

(一) 新規貸付。先ず新規貸付について見よう。新規貸付をなすものうちでは、一町以上層の比重が高くあらわれているが、東北では二町以上層の比重は相対的に低い。これに対して、借入するものの側では、五反未満層（及び東日本では五反一町層）の比重が高い（八表(3)）。その結果として、借入戸数と貸付戸数とを対比すれば、五反未満層に高い借入戸数超過率があらわれ、五反一町層がこれに次ぎ、一町二町、二町以上層は貸付戸数超過で、その程度は階層の高さに応じている（八表(3)の2）。以上、従つて、新たな小作関係の設定に当つては、相対的に上層から下層への貸付としてなされる傾向が明らかである。

(二) 土地取上。新規貸付と対照的な土地取上について見よう。此処では、取上及び返還の主体は前者ほど明確ではない。土地を返還するものうちでは大体中間層（五反一町、一町二町）の比重が高いが、土地取上を行うものうちでも、同じように中間層の比重が高くあらわれて来ている。ただ西日本については、二町以上層も相対的に高

い比重を示している点、従つて、五反以上層が夫々相対的に高い比重を示していることが注目される（八表(2)）。そして、取上げたものと返還したものとを対比するならば（八表(3)の4）、ここでは、参加の度合が少なかつた零細層に最も返還戸数超過の度が高く、五反一町層が大凡これに次いでおり、一町以上層は取上戸数超過を示し、東日本平均を除いては、二町以上層がその率は最も高い。以上から、参加主体が不明瞭と思われた土地取上も総体として見るならば、零細層から上層の経営へと移行して行くものとして明らかに示される。又、此処でも自作地移動におけると同様に、東日本の二町以上層の率の低さが、西日本と対照的である。

(三) 賃借権の移転。賃借権の移転についても簡単にふれておこう。ここでは賃借権を譲受ける側では、五反未満及び五反一町層の比重が、いずれについても大きくあらわれているが、譲渡する側については区々であつて、傾向を抽出しえない（八表(2)）。それでも、結果的には、五反未満層における譲受戸数超過と、それ以上層での、階層の上るにつれて高い譲渡戸数超過との対比が、総体として云いうるし、特に地域的には西日本、町村類型としては水田率五〇%以上の町村（A）について、極めて明瞭にあらわれている（八表(3)の3）。従つて此処でも新規貸付と場合と同様に、上層から零細層へと、小作地の耕作が移つていつている。

(四) 以上を小作地借受者の側から要約すれば、借入地の拡大という形で耕地を拡大するもの（新規貸付における借入農家、及び耕作権移転における譲受農家）のうちでは、いずれの場合でも、五反未満層（及び東日本については五反一町層）の比重が相対的に大である。これに対して、借入地の耕作権の譲渡による経営の縮小を示すもの（土地取上における返還農家、及び耕作権移転における譲渡農家）は夫々区々の傾向を示して、特徴づけ得ない。強いて云うならば、合計の欄に見る様に中間層が手放していると思えぬこともないが、明確ではない。ともあれ、二町以上層が、借入地の拡大・縮

少共に比重の低いことが注目される。そして、その結果見られるのは（八表(3)の6）、借入地の変動によつて、相対的に零細層（五反未満及び東日本については五反一町を含む）に経営拡大が多く見られ、経営階層が上るにつれて、経営階層の度が高まつて来ている。要約もするまでもなく、これは零細層における借入による増加の強さが特徴的であり、東日本における自作地移動における、譲受人のうちでの、零細層の相対的な比重の高さと通ずるものが見られると云えよう。

(3) 小作地所有権の移転

以上では、所有権と一体となつた形であり、所有権と分離してなり、また、所有権との一体化を通してなりの、耕作権、従つて経営地の移動を見て来た。最後に、経営主体は変らないが、所有主体の変更を伴う、そしてその結果小作地の自作地化となつてあらわれる、小作地所有権の移転について見よう。所有権を譲渡する側では、五反未満層と、二町以上層及び一町一町層に比重が高く、水田率五〇％未満の町村を除いて、いずれも両極に高くあらわれており、これに対して譲受ける側では、五反未満層を除く各層が、夫々相対的に高い比重を示している（八表(2)）。その結果としての譲渡・譲受の対比を見るならば、五反未満層において圧倒的な譲渡戸数超過が見られ、五反以上の各層は、内地計のBにおける二町以上層を除けばすべて譲受戸数が超過しているが、その程度は五反一町層に最も強い（八表(3)の5）。この点は、しかし、残存小作地の借入率が、上層にそれほど多くはないと考えられることと併せ考えれば当然とも云えよう。従つて、小作地の所有権も、相対的に零細層から、それより上の層へと移動していると思われることが出来る。

以上、農地移動の諸形態について個別に見て来たが、これを要約して見よう。農地移動の諸形態を、小作地の自作

地化を結果する、小作地所有権の移転と小作地取上、及び、自作地所有権の移転、更に自作地の小作地化を示す新規貸付と、小作地の耕作権のみの移転と、そのように序列して見るならば、小作地の自作地化は、ほぼ零細五反未満層からそれ以上の経営階層への、所有或は耕作の移行としてあらわれている。また、自作地移動については、零細層から上層への傾向と、上層から零細層への傾向とが混在しているかに見られること前述の通りである。所で小作地の増加に作用する新規貸付について、また小作地としての継続を意味する貸借権の移転について見るならば、貸借権移転における東日本を除けば他のいずれの場合にも上層から下層への耕作の移動を見ることが出来る。

以上「農地牧野移動報告」の数字を検討して、一定の傾向を捉えたのであるが、更に補足的に、農地売買に関する一、二のデータを検討して見よ

第9表 農地売買と階層
(各区分総戸数に対する、購入又は売却戸数超過率) (%)

農家区分		(非農家 及び貧農)	非農家	貧農	小農	中農	計
専業農区分	専業	(17.9)		17.9	28.7	25.7	24.4
	貸労働収入	(18.8)	-77.8	34.5	-6.7		13.9
	修給収入	(20.9)	-100.0	-12.8	0.0	60.0	-9.4
	自営業	(20.8)		-20.8	38.5	0.0	0.0
	小計	(7.5)	-84.6	12.5	24.4	27.3	16.8
地主層	専業	(-71.4)		-71.4	-75.0	-33.3	-66.2
	修給収入	(-100.0)		-100.0	-100.0		-100.0
	自営業	(0.0)	0.0		-100.0	-100.0	38.5
	小計	(-63.8)	0.0	-74.4	-81.3	-42.9	-65.6
合計		(-3.3)	-52.4	0.4	9.9	16.5	4.5

1. 近藤康男『昭和26～27年農地移動に関する調査』55頁の表より所属階層不明のものを除いて作成。調査戸数 670戸。
2. 貧・小・中部の区分は、東北区分は1町歩、2町歩を境とし、西南零細農の多い地方では5反、1町にて区分し、その中間地帯は7反、1町5反で、夫々三区分している。

う。

一つのデータは、昭和二六年から二七年の時点における近藤教授の調査にかかるものである。これは全国で六七〇戸の農地売買の当事者へのアンケート調査の結果である。調査戸数が少きに過ぎ、果して代表性を持つか否かは疑問が残るとしても、当事者の階層区分が極めて巧妙であつて、面白い結果を示しているもので、いくらか加工して見たのが第九表である。この調査では、経営階層区分と兼業形態別区分とが組合わされて、階層区分がなされているので、それを生かして表示した。そしてどの層に、購入超過ないし売却超過があらわれるか、またその程度はどうか、を、一応、六七〇戸中夫々の階層に該当する戸数に対する超過戸数の比率を表示することによつて見ることとした。

これから次の諸点を見ることが出来る（近藤教授の指摘と重複する点があることを許されたい）。先ず、地主層はすべて売却戸数超過を示し、これに対し農民層は経営階層の夫々の平均ではすべて購入戸数超過を示している。所で、経営階層別に見るならば、規模が拡大するにつれて、地主層では売却戸数超過率が減少し（従つて相対的に購入戸数の比重が高まり）、農民層では購入戸数超過率が増大する。専業別について云えば、農民層では、専業農家はすべて購入戸数超過であり、中でも零細層ではなくて小農層の比重が高く次いで中農層である。専業農家では、比較的安定した兼業と見られる俸給収入・自営兼業等を有するものは、零細層では売却超過、脱農化傾向を示し、小・中農層では相対的に購入超過、土地の集積傾向が見られる。不安定ないし低所得と考えられる賃労働兼業の場合には、零細層におけるかなり強い土地購入が注目される。地主層については、兼業地主は、自営不耕作の場合（？）を除いてすべて売却当事者のみであり、専業農家が地主層の購入当事者の主体である。そして、その場合、経営階層の高まるにつれて、購入戸数の率が高まっていること、農民層全体について見たと同様の傾向を示している。

以上、極めて示唆的な結果を示すこの調査について唯一の欠陥は、当事者の扱った農地所有権の移動が、「自作地」の売買であるのか、それとも、「小作地」の売買であるかの区別がなされていない点である。

が、ここでは地主層及び非農家の売却超過を一応小作地所有権の移動の結果として想定し、また「小・中農」における購入超過には幾分小作地購入が含まれていても、わずかにその比重を高めたにすぎぬほどのものと仮定して、これを見て見よう。そのように考えるならば、此処では全体として、階層の上るにつれて高まる購入戸数超過と、専業別及び兼業形態別の様相とが、特徴的に

第10表 階層別、農地譲渡・譲受率別戸数（構成比率）

（北陸四県，昭和27年8月～28年7月）

事 由		農業を従と するもの	農業を主とするもの			合 計
			小 経 営	中 経 営	大 経 営	
譲 渡		%	%	%	%	%
	農地不必要	40.3	15.0	4.3	8.2	12.8
	必要だが金が必要	25.5	43.0	32.0	20.9	31.1
	交換、批發他	18.1	29.4	50.3	54.7	41.9
	経営合理化その他	16.1	12.6	13.4	16.2	14.2
人 計		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
(実戸数)		(5,189戸)	(7,238戸)	(14,991戸)	(6,905戸)	(34,323戸)
譲 受		%	%	%	%	%
	飯米確保	38.0	32.9	6.8	2.3	15.4
	貸付金の代償	7.4	3.0	5.2	7.4	5.3
	交換・経営合理化	24.8	28.7	48.3	54.6	42.4
	経営拡張その他	29.8	35.4	49.7	35.7	36.9
人 計		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
(実戸数)		(3,556戸)	(8,540戸)	(16,671戸)	(6,694戸)	(35,461戸)
(譲受戸数 - 譲渡戸数)		(-1,633戸)	(1,312戸)	(1,680戸)	(-211戸)	(1,138戸)

1. 金沢農地事務局「北陸地方における農地の動態」8頁。
2. 経営階層の小，中，大の区分は，概ね小は7反以下，大は2町以上，普通はその中間を目標とするが，当該農業委員会地区内耕作反別を考慮して，適宜の分類判断によつて行つたもの。同42頁。

とらえられていると云えよう。特に貧農層における賃労働収入を兼ねる農家及び専業農家における高い購入戸数超過率と、俸給収入或は自営業を兼ねる農家での高い買却戸数超過率とは対比的であつて、先に見た自作地移動について東日本の数字に表現されたものとして想定された、零細層から上層へ及び上層から零細層への二つの基本線の、零細層における二つの主要な担い手を、兼業形態を巧妙に分けることによつて浮彫したものと考えられよう。

今一つのデータを、この点に関連する限りで簡単に見てみよう。金沢農地事務局が、昭和二七年八月〜二八年七月の一ケ年間の北陸四県の農地移動について公刊した『北陸地方における農地の動態』のうちに、農家を、農業を従とするもの、及び農業を主とする小経営、中経営、大経営に四区分し、夫々譲渡・譲受事由を分けての戸数が掲出されている(第一〇表)。これによると、農業を従とするものにならかなり高い売却戸数超過が見られ、これに対し、農業を主とするものを合計すれば購入戸数超過であるが、その中では小経営がその率が最も高く、中経営ではその率が低下し、大経営では売却戸数が僅かではあるが超過する。農業を従とするものを、経営としては零細規模のものと仮定すれば、先に見た東日本の自作地移動の傾向に近似した結果と見ることが出来る。所で、この売却超過を示す農業を従とするものの譲渡事由を見ると「農地が不必要」とするものが「農地は必要だがより金が必要」とするものを遙かに上廻つた比率を示し、他方で、この層での譲受事由を見ると「飯米確保のため」とするものが、最も高い比重を示している。この層における一見矛盾したこの二つの比率は、同じく兼業農家でありながらも、その兼業内容の差異に応じて相反した傾向を示す前出近藤調査の零細兼業農家の二つの層に対応するものではなからうか。ここでは、農業を主とする小経営の譲渡事由中、「農地は必要だがより金が必要」とするものの比重の圧倒的な高さも亦特徴的と云える。これはそのまま、「飯米確保のため」農地を必要とする層に転化するものともいえよう。これに対して、僅か

ではあつても同じく売却戸数超過を示す大経営階層では、譲渡事由・譲受事由ともに「交換分合其他経営合理化のため」とするものの比重が最大となつてゐる。同じく売却戸数超過とは云え、その内容の差は明らかである。

五、む す び

以上われわれは、最近数ヶ年の農地移動に関する統計数字は、農地移動の全般的傾向を示すものであるということ
を前提として、凡そ次の如く推測しえた。

農地に関する諸権利の移動は、年々増加を続けており、そのうちでは所有権と耕作権との一体化した自作地所有権
移動の増加傾向が最も著しく、他方、諸権利の移動の結果として、現在総耕地の一割弱を占めると考えられる小作地
は、年々増加する程度で減少を続けており、その場合、土地取上による自作地化よりは、耕作者の変更なしに行われ
る小作地所有権の移動による小作地の自作地化の比重が大である。耕作権のみの運動を示す賃借権移転及び自作地の
小作地化を示す賃借権の設定は、その量も少く、総農地移動のうちに占める比重は減少しつつある。かくて、我が国
の土地所有は、それが農地移動という側面にあらわれるかぎりでは、傾向的にもまた移動総量のうちに占める比重か
らも、圧倒的に、「所有」と「耕作」との合一体としての、さらにまた、生産手段と労働力が直接に統一されている
「自作農的土地所有」としてあらわれている。その限りでは、農地改革後の農地移動は、農地改革がもたらした我が
国の土地所有形態の変化の方向をそのまま進行しているといふことができる。

しかしその反面、農地改革が自作農的土地所有形態での農家の安定を企図したとするならば、その後の農地移動の
激増は正に逆にその不安定乃至は変動を示すものと云えよう。

そして、農地移動の諸形態には各階層共に、所有権乃至耕作権の譲受人としても譲渡人としても共にあらわれているが、そのうちに含まれている趨勢を抽出するならば次の如くである。小作地の自作地化のプロセスとしての土地取上と小作地所有権売買を通して、耕作権或は所有権は、零細層から小・中経営へと移行しつつあるごとくであり、また、自作地の移動においては、零細層から経営階層の上層に向つて移動する傾向と、零細層の相当に強い購入度との相反する二つの傾向が看取された。その場合、零細農での比較的安定した兼業をもつ層の売却と、専業及び不安定な兼業をもつ層の購入との対比が、この二つの傾向を支える主要な内容の如くに思われた。そして、尙残る小作地の耕作権及び新たに小作関係に入る土地の耕作権は、経営階層の高い層から零細層へと移行する傾向を示す。

更に總括的に云うならば、相対的に経営階層の高いものの側での土地への需要は、零細層からの土地取上及び自作地の購入を通して実現され、また安定への要求が小作地所有権の購入を通して実現されている。これに対して、零細層の土地要求は、自作地の購入と新たな小作地の借入という形で現象している。かくて、自作地移動において、経営上層の購買力を基礎とする土地需要と零細層の必要に迫られた土地要求とが、対抗的に併存してあらわれている。

従つて、現在進行中の小作地の自作地化、所有と経営との統一は、相対的には上層の優位の下に進行して行き、減少しつつも残存する小作関係の下では零細層の比重は増加しつつある。しかし農地移動の中心的な位置を占める自作地移動を通して、相反する二つの土地需要が対抗的に作用して、「自作農的土地所有」形態を如何なる色彩のものとするかを争つていと云えよう。その二つの傾向に、零細層における兼業内容の差が大きく作用しているとするならば、外部雇傭の条件が、土地所有に及ぼす影響は大きいと云わねばなるまい。

以上、幾つかの統計数字を基礎にして、最近の農地移動のうちに見られる二、三の傾向を指摘し、いくらか乱暴な

推測を下して見たが、推論の過程にも、総括の仕方にも、尙検討すべき多くの問題を、理論的にも実証的にも、残している。特に、経営上層の土地需要と零細層の土地要求の対比については、夫々の農業経営のあり方、そこでの生産手段としての土地の意味、労働力の構成等と關聯づけて考察すべきであるし、従つて「自作農的土地所有」形態の下での経営にとつての死重としての農地価格も、夫々異つた意味を持つようにも思われるが、これ等の諸点の検討は次の問題として残したい。